

大市総第11号
令和4年6月2日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第105号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月2日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和4年6月10日（金） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第41号議案	大村市税条例等の一部を改正する条例……………	(1)
第42号議案	大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例……………	(6)
第43号議案	大村市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(7)
第44号議案	大村市永久の森条例の一部を改正する条例……………	(8)
第45号議案	大村市営駐車場条例の一部を改正する条例……………	(9)
第46号議案	大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例……………	(1 2)
第47号議案	大村市都市公園条例の一部を改正する条例……………	(1 4)
第48号議案	動産の買入れについて……………	(1 5)
第49号議案	公有水面埋立に係る意見について……………	(1 6)
第50号議案	工事請負契約の変更について……………	(1 7)
第51号議案	専決処分の承認について（大村市税条例及び大村市都市計税法条例の一部を改正する条例）……………	(1 8)
第52号議案	専決処分の承認について（大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例）……………	(2 4)
第53号議案	専決処分の承認について（市道路線の認定の一部変更について）……………	(2 7)
報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	(2 9)
報告第2号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）…	(3 1)
第54号議案	令和4年度大村市一般会計補正予算（第1号）	
第55号議案	令和4年度大村市一般会計補正予算（第2号）	
報告第3号	令和3年度大村市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越しの報告について	
報告第4号	令和3年度大村市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越しの報告について	
報告第5号	令和3年度大村市モーターボート競走事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について	
報告第6号	令和3年度大村市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について	

報告第7号 令和3年度大村市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について

報告第8号 令和3年度大村市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について

第 4 1 号議案

大村市税条例等の一部を改正する条例

(大村市税条例の一部改正)

第 1 条 大村市税条例（昭和 2 5 年大村市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 4 中「交付手数料」を「交付（法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第 2 6 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 2 8 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 2 6 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 2 8 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 2 6 条の 8 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 2 8 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第 2 8 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第28条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第35条の6中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第53条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第53条の3第1項中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第13項の7中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第21項の3の2中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第29項を次のように改める。

29 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受け

た場合に限り適用する。

附則第36項の21を次のように改める。

36の21 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第36項の26を次のように改める。

36の26 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第36項の28中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第44項及び第45項を削る。

(大村市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大村市税条例の一部を改正する条例（令和3年大村市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大村市税条例第28条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第28条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第13項の7及び第21項の3の2の改正規定並びに同条例附則第44項及び第45項を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中大村市税条例第26条第4項及び第6項、第26条の8第1項及び第2項、第28条の2第1項ただし書並びに第35条の6の改正規定並びに同条例附則第29項、第36項の21、第36項の26及び第36項の28の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中大村市税条例第11条の4の改正規定、同条例第53条の2の改正規定及び同条例第53条の3の改正規定並びに次条並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の大村市税条例第11条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の大村市税条例（次項において「新条例」という。）第28条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第28条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の大村市税条例（次項において「旧条例」という。）第28条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の大村市税条例の規定中個人の市民

税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大村市税条例第53条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大村市税条例第53条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

令和4年6月10日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第42号議案

大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成6年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年6月10日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正を踏まえ、選挙運動用の自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げるため、この条例案を提出するものである。

第43号議案

大村市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大村市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大村市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「精神科」の次に「、脳神経外科」を加える。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月10日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

診療科目に脳神経外科を追加するため、この条例案を提出するものである。

第 4 4 号議案

大村市永久の森条例の一部を改正する条例

大村市永久の森条例（平成 8 年大村市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

大村市東大村 2 丁目 1 8 0 5 番	1 6 . 1 4
〃 1 8 0 8 番 3	

を

大村市東大村 2 丁目 1 8 0 5 番	1 5 . 4 9
〃 1 8 0 8 番 3	
〃 1 8 0 8 番 7 5	
〃 1 8 0 8 番 7 6	
〃 1 8 0 8 番 7 7	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 6 月 1 0 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

永久の森の区域内の土地の一部（道路用地）を当該区域から除外するため、この条例案を提出するものである。

第 4 5 号議案

大村市営駐車場条例の一部を改正する条例

大村市営駐車場条例（平成 2 4 年大村市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「で中心市街地を訪れる」を「を利用する」に、「向上させ、中心市街地の活性化を図る」を「向上させる」に改める。

第 2 条の表に次のように加える。

大村インターチェンジ駐車場	大村市池田 2 丁目 1 0 4 8 番地
大村車両基地駅前駐車場	大村市宮小路三丁目 1 0 5 2 番地 1

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 2 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき駐車料金を徴収する駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新大村駅東口駅前駐車場	大村市植松 3 丁目 1 1 5 番地 1
新大村駅西口駅前駐車場	大村市植松 3 丁目 1 4 8 番地 5

第 5 条第 2 項中「駐車場から出場させる」を「出庫させる」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

名称	駐車時間の区分		使用料
大村市駅前駐車場、大村市東本町第 1 駐車場及び大村市東本町第 2 駐車場	2 4 時間以内の場合	入庫から 1 時間まで	無料
		1 時間を超え 2 4 時間まで	3 0 分までごとに 5 0 円を加算した額。ただし、1, 0 0 0 円を上限とする。

	24時間を超える場合		1,000円に24時間を超える30分までごとに50円を加算した額。ただし、当該加算額は、24時間までごとに1,000円を上限とする。
大村インターチェンジ駐車場			無料
大村車両基地駅前駐車場	24時間以内の場合	入庫から20分まで	無料
		20分を超え30分まで	100円
		30分を超え24時間まで	100円に30分までごとに100円を加算した額。ただし、500円を上限とする。
	24時間を超える場合		500円に24時間を超える30分までごとに100円を加算した額。ただし、当該加算額は、24時間までごとに500円を上限とする。
新大村駅東口駅前駐車場及び 新大村駅西口駅前駐車場	24時間以内の場合	入庫から20分まで	無料
		20分を超え30分まで	100円

	30分を超え 24時間まで	100円に30分 までごとに100 円を加算した額。 ただし、1,000 円を上限とす る。
	24時間を超える場合	1,000円に2 4時間を超える3 0分までごとに1 00円を加算した 額。ただし、当該 加算額は、24時 間までごとに1, 000円を上限と する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条に表を加える改正規定（大村車両基地駅前駐車場の項に係る部分に限る。）、同条に1項を加える改正規定及び別表の改正規定（大村車両基地駅前駐車場の項及び新大村駅東口駅前駐車場及び新大村駅西口駅前駐車場の項に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和4年6月10日提出

大村市長 園田裕史

（提案理由）

大村車両基地駅前及び新大村駅前に有料の駐車場を設置するとともに、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第 4 6 号議案

大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例（平成 2 6 年大村市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の見出し中「内の自転車等に対する措置」を「の設置等」に改め、同条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項中「別表に掲げる」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える。

公共の場所における自転車等の放置の防止に資するため、本市に自転車等駐車を設置する。

2 本市が設置する自転車等駐車場（以下単に「自転車等駐車場」という。）の名称及び位置は、別表のとおりとする。

第 1 2 条に次の 2 項を加える。

- 5 市長は、自転車等駐車場の収容能力を超える自転車等の駐車があったときその他管理上支障があると認めるときは、自転車等駐車場の利用を制限することができる。
- 6 自転車等駐車場の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

別表に次のように加える。

新大村駅西口駅前駐輪場	大村市植松 3 丁目 1 5 3 番地 1
大村車両基地駅前駐輪場	大村市宮小路三丁目 1 0 5 2 番地 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 4 年 6 月 1 0 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

新大村駅西口駅前及び大村車両基地駅前に駐輪場を設置するとともに、当該駐輪場において放置自転車等に対する必要な措置等を講ずるため、この条例案を提出するものである。

第 4 7 号議案

大村市都市公園条例の一部を改正する条例

大村市都市公園条例（昭和 4 9 年大村市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 に次のように加える。

新大村駅公園	大村市植松 3 丁目 1 1 5 番地 1
--------	-----------------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 4 年 6 月 1 0 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

都市公園として新大村駅公園を設置するため、この条例案を提出するものである。

第48号議案

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れる。

- 1 買い入れる動産 消防ポンプ自動車
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買入れ金額 21,945,000円
- 4 買入れの相手方 大村市大川田町1001番地2
株式会社ユタカ防災サービス大村支店
支店長 丸山 昌継
- 5 納入期限 令和5年2月28日

令和4年6月10日提出

大村市長 園 田 裕 史

第49号議案

公有水面埋立に係る意見について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、令和4年3月14日付け3港許第4号をもって、下記の件について長崎県知事から公有水面埋立に係る意見を求められたので、異議ない旨意見を述べるものとする。

記

1 出願者

福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省 九州地方整備局 局長 藤巻 浩之

2 埋立の場所

大村市箕島町593番1の地先公有水面

3 面積

17,900.94㎡

4 埋立地の用途

空港用地及び道路用地

令和4年6月10日提出

大村市長 園田裕史

第50号議案

工事請負契約の変更について

令和3年9月21日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受け、その後、令和4年3月16日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「新大村駅周辺地区東口駅前広場ガレリア建築工事」に係る工事請負契約について、契約金額を次のとおり変更する。

変更前	187,063,800円
変更後	206,427,100円（19,363,300円の増額）

令和4年6月10日提出

大村市長 園田裕史

第51号議案

専決処分の承認について

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年6月10日提出

大村市長 園田裕史

専決第5号

専 決 処 分 書

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

大村市長 園 田 裕 史

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例

(大村市税条例の一部改正)

第1条 大村市税条例（昭和25年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第26条の6第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第32条の6第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第53条の3中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第5項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第10項の4中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改める。

附則第10項の5中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改める。

附則第10項の6中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改める。

附則第10項の7中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改める。

附則第10項の8中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改める。

附則第10項の9中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改める。

附則第10項の10中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改める。

附則第10項の11中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改める。

附則第10項の12中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改める。

附則第10項の13中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改める。

附則第10項の14中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改める。

附則第10項の15中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改める。

附則第10項の16中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改める。

附則第10項の17中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改める。

附則第10項の18中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改める。

附則第10項の19中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改める。

附則第10項の20中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改める。

附則第10項の21中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第10項の22中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10項の23中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第10項の36中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改

修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第10項の38中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

(大村市都市計画税条例の一部改正)

第2条 大村市都市計画税条例（昭和35年大村市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第6項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第14項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大村市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附

則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、
なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の大村市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第52号議案

専決処分の承認について

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年6月10日提出

大村市長 園田裕史

専決第6号

専 決 処 分 書

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

大村市長 園 田 裕 史

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第25条第1項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大村市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第53号議案

専決処分の承認について

令和3年9月21日開催の大村市議会定例会において議会の議決を受けた「市道路線の認定について（令和3年第69号議案）」の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年6月10日提出

大村市長 園田裕史

専決第4号

専 決 処 分 書

令和3年9月21日開催の大村市議会定例会において議会の議決を受けた「市道路線の認定について（令和3年第69号議案）」の一部を変更することについて、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

大村市長 園 田 裕 史

記

表起点の欄中「池田新町」を「池田1丁目」に改める。

報告第1号

専決処分の報告について

固定資産税の家屋調査における事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年6月10日提出

大村市長 園田裕史

報告第 2 号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 4 年 6 月 10 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第7号

専 決 処 分 書

令和3年9月21日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受け、その後、令和4年3月16日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「新大村駅周辺地区東口駅前広場シェルター建築工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月23日

大村市長 園 田 裕 史

変更前 187,995,500円

変更後 189,492,600円（1,497,100円の増額）